

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回那珂川市介護保険運営協議会		
開催日時	令和4年8月31日(水) 19:00~20:10	開催場所	那珂川市役所 第1・2・3会議室
出席者	<p>1. 委員 吉村委員 呉委員 河野委員 八尋委員 荒巻委員 重松委員 角田委員 西岡委員 曾部委員 内野委員 青木委員 時里委員 (欠席者) 秋田委員 平野委員 成世委員 小塚委員</p> <p>2. 事務局 村上高齢者支援課長、長田介護保険担当係長、朽網主査</p>		
配布資料	資料1: 第9期計画の作成準備について 資料2: 第9期計画策定に伴うアンケート調査について 資料A: 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票 資料B: 在宅介護実態調査票		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由: 情報公開条例第9条第4号に該当)		
<p>議題及び審議の内容</p> <p>1. 委嘱状交付</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 自己紹介</p> <p>4. 報告・協議事項</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 地域密着型サービス事業者選定結果について</p> <p style="margin-left: 20px;">資料について事務局説明</p> <p style="margin-left: 20px;">(説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月9日から7月15日まで定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の公募を行い、1法人の申し込みがあった。 ・1次審査は高齢者支援課で書類審査を行った。 ・2次審査は7月28日(木)に内部委員2名、外部委員4名の計6名で構成される選定委員会によるプレゼン審査を実施し、事業者としての適否を審査し、8月3日(水)に事業者として決定した旨の通知を行った。 ・事業者は、医療法人 光竹会である。既に道善地区にある訪問介護事業所、通所介護事業所、有料老人ホームがある光竹会の施設の事務所内に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が設置される計画となっている。事業者から市へ補助金の交付申請がされており、市から県へ補助金の申請を行うことになる。県の補助金の交付決定後に、市から事業者へ補助金の交付決定を出し、令和5年4月1日からの事業 			

所開設を目指す。

【質疑応答】

・質疑なし

(2) 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
資料について事務局説明（資料1）

(説明概要)

■第9期（令和6～8年度）那珂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成準備について

- ・那珂川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、那珂川市の高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的とし、3年間で第1期として平成12年から策定している。
- ・現在は第8期計画の計画期間中であり、基本理念として「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」と掲げ、地域包括ケアシステムの更なる深化に向けて、生活支援体制整備事業の推進や、先ほどご報告した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備等に取り組んでいるところである。並行して今年度から第9期（令和6～8年度）那珂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、第9期計画という。）の作成準備に取り組むこととしている。
- ・現在、国から第9期計画策定の指針等について、詳細はまだ示されていないが、第9期計画の作成準備については、スケジュール等が示された。
- ・昨年度より介護保険制度の改正に関する議論が進められており、今年度の後半から来年度にかけて制度改正の準備が進められている。2024年度（令和6年度）から第9期計画がスタートすると同時に制度改正の施行が行われる予定である。
- ・第9期計画作成に向けた市町村のスケジュールについても国から示されており、本市においても、このスケジュールに合わせ、令和4年12月までを目標に、計画作成のための調査等を実施し、令和5年3月を目標に調査結果やサービス給付実績等の分析・考察をすることとしている。
- ・令和5年4月から7月にかけて、計画に盛り込む内容の検討を進め、8月から12月にかけて、サービス見込量及び介護保険料の設定を進め、令和6年1月から3月にかけて、介護保険条例の改正等に取り組む予定である。
- ・計画を作成するために2つの調査を実施することとしており、1つは「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、もう1つが「在宅介護実態調査」になる。

【質疑応答】

委員：第9期の計画は、何か大きく変わるような内容が盛り込まれるのか。この第8期の事業計画をベースに、若干の修正を加えて第9期計画が作られるのか。こういうことをやりたいという何か大きな目的があるのか。

事務局：国からの指針に基づき、計画を作成することになるが、国からの指針がまだ示されていない。その指針が示されてからそれに沿って計画を作成していく。

委員：那珂川市で新たな新しい取り組みを始めるというより、国の指針に沿った形

で計画を進めるのか。

事務局：国の指針と併せて、那珂川市の第 8 期計画の取り組みから見えてきた課題点に関しては、第 9 期計画に引き継いでいくような形でと考えている。

■第 9 期（令和 6～8 年度）那珂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴うアンケート調査について

資料について事務局説明（資料 2、A、B）

- ・那珂川市では、要介護状態になる前の高齢者のリスクや取り巻く環境等の実態を把握するために、2つのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえながら、第 9 期計画の策定を進めていく。
- ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定することと、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用することを目的として実施している。
- ・調査対象者は、65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、及び要支援 1、2 の認定者とし、無作為に抽出した 2,000 人を対象に調査を実施する。
- ・国から示された調査項目については、前回調査を実施した令和元年の時と内容に変更はなく、前回調査時と同じ内容になる。調査項目は、必須項目が 35 問、市町村が質問するかを選べるオプション項目が 29 問となっている。
- ・「在宅介護実態調査」は、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現及び負担軽減等に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施する。調査対象者は、在宅生活を送る介護認定更新申請者とし、無作為に抽出した 500 人を対象に実施する。
- ・国から示された調査項目につきましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と同様、前回調査を実施した令和元年の時の内容と変更はなく、前回調査時と同じ内容になる。調査項目は、基本調査項目が 15 問、市町村が質問するかを選べるオプション項目が 9 問となっている。
- ・国が定めている必須項目とオプション項目については集計の関係上、質問の文言を変更することができないのでご理解いただきたい。
- ・資料 A の 2 ページについて、資料中段に赤字の表記は、前回実施した調査時と少し表現が変更された部分になる。前回調査では赤字の部分の表記がなく「必要に応じて集計・分析することがあります。」との表記になっていたが、今回は「必要に応じて集計・分析するなど、個人が識別されない形で利用することがあります。」と表現が変更された。
- ・オプション項目については、グレーの網掛けが掛けられている。市が選択したオプション項目につきましては質問項目の右側に○の表記、選択しない項目については×の表記をしている。
- ・10 ページの⑤について、赤字で「介護予防のための通いの場などについて各市町村

が使っている名称（通いの場が何種類かある場合は列挙する）を入れる」となっているが、前回は「（ステップ運動教室、いきいきリフレッシュ教室など）介護予防のための通いの場」と表記していた。前回同様に「（ステップ運動教室、いきいきリフレッシュ教室など）介護予防のための通いの場」と表記する予定である。

- ・オプション項目の 29 問のうち、今回実施する項目は前回と同じく 22 問を選択しており、選択した項目につきましては、前回調査と全く同じものとなっている。
- ・市独自の調査項目の追加の検討を進めている。追加する独自調査の内容は、買物難民や交通弱者の実態を把握するためのものである。買物難民と交通弱者の実態把握については、平成 29 年 3 月、当時の那珂川町議会で決議された「行政主導による地域コミュニティ再構築に関する決議」において「地域包括支援システムの構築に合わせ、買物難民や交通弱者の実態を調査すること」と示されており、市としても課題に感じている。この内容については、国が示している調査項目だけでは把握ができないため、前回調査時と同様に、今回も独自項目として質問することとしており、設定する質問項目の詳細については、次回の運営協議会において報告できたらと考えている。
- ・「【資料 B】在宅介護実態調査」のオプション項目の 9 問のうち、今回実施する項目は前回同様 8 問を選択しており、前回調査と全く同じものとなっている。除外したオプション項目は、3 ページの問 13 の「ご本人は、現在、訪問診療を利用していますか」という問いになる。この質問については別のデータを用いて集計することができるため選択から外している。

【質疑応答】

委員：オプションの方で除外されている歯の状況についての質問について、外した理由を知りたい。歯に関することは違う項目でフォローされているから特別アンケートに入れる必要がないということか。また、「年金などの書類が書けますか」という質問について、これも除外されているが、高齢者は名前や住所を書くことが難しい時がある。家族と住んでいたら、家族が書くことも可能だと思うが。ひとり暮らしで、年金等の書類、書けない方へ何かフォローするようなことを考えてもいいのでは。全ての方が後見制度を利用できるとは思えない。もし対象者が多かったら何か、市でフォローができるようなことを考えてほしい。

事務局：歯の管理については、問 3 の (2) と (6) の 2 項目が必須の質問となっている。この 2 つの質問の回答により、自分の歯の数の把握と義歯の管理がされているか等、口腔の健康状態が把握できると考えており、今回は除外とするよう考えている。また、問 4 の (9) の「年金などの書類が書けますか」という項目については、(9) ～ (12) の 4 つの項目を通して、高齢者の知的能動性の低下を問う設問となっている。この項目については設問 (10) ～ (12) で把握することで考えている。

委員：この設問は入れた方がいいのではないかと思う。本を読むことと書類を書くことは全く違う。

事務局：今回オプション項目をすべて選択していない理由としては、全体的な調査項目数が多くなりすぎるとは、回答者数が減ってしまうという懸念からである。委員のご意見は、持ち帰り事務局で再度検討を行いたい。

委員：対象者は65歳以上の方全員か。介護予防・日常生活支援総合事業対象者とはどういう方になるか。

事務局：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の対象者は、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者の方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援1、2の高齢者となっている。介護予防・日常生活支援総合事業対象者は国が設けた高齢者の健康状態や心の健康等を把握する23項目の基本チェックリストを実施した結果、何らかの項目に該当し、介護予防に対する取り組みが必要な方という判断がされた方が対象になる。

委員：要介護以下の65歳以上の高齢者が対象ということか。

事務局：そうである。

委員：65歳以上全員が対象か。

事務局：対象者の中から無作為で2,000人の方を抽出してアンケートを実施する。

会長：前回の回答率は。対象者も同じ人数か。

事務局：前日も2,000人を調査対象とし、回答数は1,387件。回収率は69.4%であった。

会長：今回も回収率は70%程だと予測されるか。

事務局：そのように考えている。

会長：コミュニティバスのかかわせみの利用がどれくらいあるか。利用者数を把握することは大事では。また、買物代行や移動販売等あるのか。

委員：移動販売が一部の地域にある。

会長：週の利用回数や自分で買い物ができる人や買物難民の人等の数を把握することは大事ではないか。

委員：移動販売はとても評判が良い。今はコロナの状況もあり、買い物に行けず、移動販売を楽しみにしている方が多い。月1回になっているが、できるだけもっと多く実施していただきたい。

委員：冒頭の第8期計画の取り組みに関する説明の中で、生活支援体制整備事業の紹介があったと思うが、この事業は日常生活圏域で協議体を組織して、地域の皆さんの発案や取組と併せて企業等と連携して取り組んでいる。移動販売のサービスについては、南畑地区等での取り組みが始まっているが、回数を増やすにあたっては、地域の皆さんの必要性や状況を反映させるとともに、併せて企業の手も必要になってくるというのが現状である。

委員：介護施設の方は待ち望んでいる。そういう話があれば、協力するという話になる。それだけみんな望んでいる。

委員：市を中心として事業が行われている。それを踏まえたいうえでの取り組みである。

委員：この調査票の回答者の住んでいる場所は分かるのか。地域によって、店があ

るところ、全くないところもあると思うが、回答者の居住地は分かるのか。
事務局：回答者の居住地の把握は、できるようになっている。

委員：このアンケートは前回の実施が3年前のコロナが発症していない時期であったが、今回はコロナが発症し、前回実施時とは、随分生活様式等が変わっている。なるべく人と接触せずに、なるべく家の中で過ごす人が増えているというところで、問6の(7)で「この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか」と問4(15)「病人を見舞うことができますか」を除外項目としている。実際介護施設では面会を全面的に自粛しているところもある中で、人との接触という項目は取り入れて実態を把握できるようにしていただきたい。年金の書類も実際要支援1、2では確かに自立されている方ではあるが、何かしら手助けを必要としている方であるので、そこの見極めについても調査に盛り込んでいただきたい。

事務局：持ち帰り、事務局で再度検討を行いたい。

委員：アンケートの分析結果について、情報共有は行われるのか。

事務局：アンケートの分析については、12月にアンケートを実施した後、翌年の1～3月にかけて分析を進める。分析の結果については、3月の運営協議会で報告を行う。

委員：高齢者に関するアンケートの分析結果であれば、社会福祉協議会や福祉ネットワーク、民生委員等に報告がされれば、各自治会の福祉担当者の方に色々な指示がいくと思う。運営協議会だけの共有であれば、役に立たないのではないか。

事務局：前回のアンケート実施時も、分析結果を計画策定に活用するとともに、生活支援体制整備事業において各団体等と必要な情報を共有し、内部の関係部署への情報提供を行う等、各方面において分析結果の情報共有を行った。今回のアンケート実施においても、同じく各方面と分析結果を共有するものと考えている。

委員：情報は共有しているということで理解した。

会長：新型コロナウイルスの関連の項目はなくてよいのか。これから国から調査項目が追加されるということは今のところないのか。

事務局：今のところ、国から示された項目は、本日配布している資料の項目となり、追加項目は出されていない。質問の追加については、市の独自項目として、追加していくしかない。買物難民と交通弱者の実態を把握する内容での独自質問の設定を考えている。更に新型コロナウイルスについての質問追加というのは難しい。地域包括支援センターでは、高齢者の生活相談の窓口として日頃から相談対応業務に取り組んでいるが、別事業として高齢者の実態把握事業を行っている。その事業で実態の把握と個別対応等をしっかりとやっていきながら、新型コロナウイルスに対する不安が高い方や支援が必要な方に対して対応していきたい。

5. その他

事務局：通所サービスAの事業所について、この度1事業所の新規指定を行った。通所サービスA事業所とは、既存の通所介護事業所と比べて緩和された基準によって、運動やレクリエーション等の機会を提供する通所施設であり、利用者は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、及び要支援1、2の認定者となる。事業所の指定権者は市となる。

今回指定した事業所は「FBコンディショニングセンター」である。指定の期間は、令和4年9月1日から令和10年8月31日の6年間としている。事業所の指定において、提出書類の精査と併せて事業所の現地確認を行い審査している。

次の開催日については、アンケート素案の作成状況にもよるが、10月下旬から11月上旬にかけての開催を予定。

第4回については、令和5年3月に開催予定であり、アンケート調査結果の報告と令和5年度地域包括支援センターの方針について協議を行う予定。

会 長：以上をもって第2回那珂川市介護保険運営協議会を閉会する。